

## 火災諸相

昔と今では、火災の様子も人々の対応も変わってきています。時代を追って、四国の火災をめぐるいくつかの話をご紹介します。

### ■江戸時代

江戸時代には、いったん火災が起こると、辺りがなすがままに燃え尽くされることもしばしばでした。例えば、高知市では、享保12年(1727)2月1日、越前町から出火、翌日にも再び同町から出火し、両日の火災による焼失家屋は3,581戸に及びました。城下町は焼け野原と化し、高知城も一部を残して焼失しました。(「高知市史上巻」1958年)

この時代、人々は火災後の生活をどう立て直したのでしょうか。徳島県脇町(現美馬市)では、文政12年(1829)12月晦日に焼失家屋169軒に及ぶ大火が起こった後、組頭庄屋らが郡代に対して復興資金として「御拝借銀」13貫余の給付を求める嘆願をしました。元本と2%の利子額を10ヵ年賦で返済する条件で貸付が行われましたが、町内各所には、御拝借銀を返済するまでは、浄瑠璃会や花角力などの催しは自粛して、万事質素を旨として復興再建しようという内容の立ち札が立てられたそうです。(「脇町史上巻」1999年)

### ■明治・大正時代

明治・大正時代になっても、火災は人々の猛威でした。高知県久礼町(現中土佐町)では、大正4年(1915)1月8日、八幡町から出火し、焼失家屋が230戸に及びました。この報は天聴に達し、大正天皇から救恤金350円が下賜されました。このことに町民は深く感激し、旧地蔵町通りを改修して大正町と名づけました。(「久礼読本」1939年)

この時期には、汽車の煤煙による火災も起こっています。「三間町誌」(1964年)には、愛媛県三間町(現宇和島市)で、大正11年(1922)5月23日、汽車の煤煙によって宮野下の民家から出火し、裏通りの民家をなめ尽くしたと記されています。また、徳島県山川町(現吉野川市)でも、大正12年(1923)3月、汽車の火の粉が原因で農家7戸が延焼し、この時、家を壊して類焼を防ぐ「破壊消防」が行われました。(「山川町史」1959年)

### ■昭和時代以降

火災は地震や落雷など他の災害によって引き起こされることもあります。「中村町史」(1950年)によると、高知県中村町(現四万十市)では、昭和21年(1946)12月21日の南海地震により発生した火災は本町東側と中ノ丁両側の大部分を焼き、倒壊家屋の下敷きになった人々を生きながら火焰に包んだ凄惨な火災として人々に記憶されています。高知県宿毛市でも、南海地震の直後に、小筑紫の繁華街19戸が焼失しましたが、その原因は暗がりの中で避難するために火を付けたマッチの燃えかすでした。(「宿毛市史」1977年)

時を経るにつれて、消火のための態勢や設備なども整えられてきました。昭和61年(1986)8月20日、香川県観音寺市栗井町の山林から出火し、山本町(現三豊市)河内の山林に延焼しました。山本町消防団、地元住民、豊中・豊浜・財田各町の消防団員などの消火活動、自衛隊ヘリコプターによる消火剤投下などにより、23日に鎮火しました。この山火事を契機に、昭和61年12月に「香川県消防相互応援協定」が結ばれ、大規模災害時などでの県下市町の相互応援体制が確立しました。(「新修山本町誌」2005年)

春先は、空気が乾燥し、季節風が吹くなど火災が発生しやすい季節です。火の用心を。